

聖籠町訓令第1号

聖籠町在宅重度心身障害者介護手当支給要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月23日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町在宅重度心身障害者介護手当支給要綱の一部を改正する訓令

聖籠町在宅重度心身障害者介護手当支給要綱（昭和60年聖籠町訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号から第3号までの規定中「第2条」を「前条」に改める。

第5条第1号中「10,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「5,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、平成29年8月支給分から適用し、平成29年4月支給分については、なお従前の例による。